

令和8年6月1日施行

入札条件（業務委託）

1 入札に当たっての留意事項

入札参加者は、入札公告、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び業務委託現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、以下の事項に留意して入札しなければならない。

- （１）入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。
- （２）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- （３）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2 入札に関する質問

入札参加者は、設計図書及び入札用業務委託費内訳書（以下「設計図書等」という。）に疑義がある場合には、以下のとおりとする。

（１）異議の申し立て

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、発注者に説明を求めることができる。ただし、入札後（積算内容確認期間を設定した場合は、当該確認期間終了後）に設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）質問の方法及び受付期間

入札公告等に掲げる期間に、質問書を総務課契約係へ入札公告等で指定した方法により提出すること。

（３）回答の方法

後日速やかに、入札参加者全員に提示する。

3 入札の執行

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約保証金又は業務完了保証人

落札者は、現場説明書（業務委託）において契約保証金を「納付」とした場合は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の納付に代えて、落札者は、自己に代わってみずから業務を完了することを保証する他の業者を保証人として立てることができる。

5 管理技術者及び照査技術者

(1) 管理技術者

- ア 受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- イ 管理技術者は、設計図書に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- ウ 管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

(2) 照査技術者

- ア 受注者は照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- イ 照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。
- ウ 照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

6 入札用業務委託費内訳書（金抜き設計書）

- 業務委託の実施に当たっては、業務委託契約書の規定による照査を行うこと。
- 入札用業務委託費内訳書の数量については、参考数量として取り扱うこととする。

指示事項（業務委託）

1 業務委託管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す最新の仕様書等を適用する。

- ・ 山口県業務委託共通仕様書
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び入札用業務委託費内訳書のとおりとする。

3 法令の順守

- （１）受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を順守し、常に適切な管理を行うものとする。
- （２）受注者は、業務委託の実施に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４７条の２に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- （３）受注者は、業務委託に使用する車両について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第４８条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

設計図書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量１トンあたり１，０００円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

この業務委託から発生する建設廃棄物の処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）により許可を受けた施設とする。

5 市内資材又は市内代理店又は市内企業等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」ｉｎ市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達及び業務委託の一部が下請負人を必要とする業務委託に当たっては、市内資材又は市内代理店又は市内業者等の活用出来る限り協力すること。

6 テクリスの登録

受注者は、業務委託料１００万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- （１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１５日以内（土日・祝日を除く。）とする。

- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内（土日・祝日を除く。）とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から15日以内（土日・祝日を除く。）に変更データを提出すること。

7 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、業務委託料100万円以上の場合、業務完了後15日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出すること。

8 暴力団等の排除

- (1) 受注者は、暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後に判明した場合は、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表1工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、発注者は受注者に対し、指名停止措置を行うことができる。
- (2) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、業務委託契約書の規定に基づき、発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

9 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

- (1) 環境法令について
受注者は、業務の実施に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 事故発生時の対応
受注者は、業務中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。
- (3) 苦情発生時の対応
受注者は、業務に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。
- (4) 業務に関する配慮事項
ア 生活環境対策
低騒音・振動型の建設機械の利用や業務時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。

排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。

濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

イ 自然環境対策

土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。

土砂の崩壊、流出防備に努めること。

周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。

周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

ウ 都市・歴史環境対策

美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。

埋蔵文化財包蔵地における業務に当たっては事前に発掘調査による記録 保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。

周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

エ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) その他

受注者は、上記項目を踏まえた環境対策について業務計画書内に記載すること。

10 個人情報取扱特記事項

(1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(3) 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(4) 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(7) 再委託の禁止

受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(8) 資料等の返還等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(9) 事故発生時における報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

11 ウィークリースタンスの推進

業務の実施にあたっては、「下関市上下水道局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むこと。

御崎配水場更新工事地質調査業務
特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

本仕様書は、下関市上下水道局が発注する御崎配水場更新工事地質調査業務（以下「業務」という。）に適用する。

第 2 条 仕様書の適用と疑義の解釈

本仕様書に明記されていない事項については、山口県業務委託共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）及び水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）（最新版）（以下「標準仕様書」という。）によるものとする。

なお、本仕様書、共通仕様書及び標準仕様書に明記されていない事項については、受注者は発注者と協議の上、決定するものとする。

第 3 条 管理技術者

管理技術者は、地質・土質調査業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（建設－土質及び基礎又は応用理学－地質）又は建設部門（土質及び基礎）若しくは応用理学部門（地質））、地質調査技士（現場技術・監理部門又は現場調査部門）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又は過去 10 年に完成し委託料の額が 100 万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験（1 件以上）を有する者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

第 4 条 使用する技術基準等

受注者は、表－1 主要技術基準及び参考図書一覧表に示す、最新の技術基準及び参考図書並びに本仕様書に基づいて本業務を実施するものとする。これ以外の技術基準及び参考図書使用に当たっては、事前に監督職員の承認を得なければならない。

表－1 主要技術基準及び参考図書一覧表

名 称	編者又は発行所名
-----	----------

地質・土質調査業務共通仕様書	山口県土木建築部
電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省
ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	(一社)全国地質調査業協会
関連 JIS 規格	日本規格協会

第5条 提出書類

受注者は、契約締結後に次に掲げる書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。

また、提出された書類を変更しようとするときは、その都度発注者の承諾を受けなければならない。

- 1 管理技術者及び照査技術者届
- 2 業務工程表
- 3 業務計画書
- 4 業務履行報告書
- 5 納品書
- 6 業務完了届
- 7 成果品

第6条 資料の貸与及び返却

監督職員は、必要に応じて以下の図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

- 1 既存施設竣工図
- 2 御崎配水場更新工事基本設計委託業務成果品

第2章 業 務

第7条 御崎配水場更新工事地質調査業務

1 業務目的

本業務は、地質調査を行い、御崎配水場更新工事の設計・施工に必要な資料を得ることを目的とする。

2 業務場所

- (1) 施設名称 御崎配水場
- (2) 場 所 下関市大字御崎

3 地質調査

(1) 機械ボーリング

- ア ボーリングの掘進方向は鉛直下方とする。
- イ ボーリングの掘進長は設計書に記載のとおりであるが、支持層の確認等詳細については監督職員と協議すること。
- ウ ボーリング機械は回転式ボーリング機械を使用する。
- エ 孔径は 86mm とし、必要に応じて孔壁面が崩落しないよう粘土水・ケーシング等を使用すること。
- オ 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにすること。
- カ ボーリング途中で湧水を認めた場合は、正確にその深度を測定すること。
- キ 資料標準貫入試験用サンプラーより採取し、整理格納のうえ提出すること。
- ク ボーリングの完了は十分な支持層(N 値 50 以上)連続 3m 以上確認した場合とし、途中で N 値 50 未満を測定した場合は、監督職員に報告し、指示を受けること。

(2) 標準貫入試験

- ア 標準貫入試験の実施頻度は掘進長 1m 毎に 1 回 JIS A 1219(標準貫入試験方法)により行うこと。
- イ 重錘落下は原則として半自動型とする。

(3) 現場透水試験

現場透水試験は JIS A 1314(単孔を利用した透水試験方法)により行う。

4 解析等調査業務

(1) 既存資料の収集・現地調査は以下による

- ア 関係文献の収集と検討
- イ 調査地周辺の現地調査

(2) 資料整理とりまとめ

- ア 各種計測結果の評価及び考察
- イ 異常データのデータのチェック
- ウ 資料の観察
- エ ボーリング柱状図の作成

(3) 断面図等の作成

- ア 地層及び土質の工学的判定

イ 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。

(4) 総合解析とりまとめ

- ア 調査地周辺の地形・地質の検討
- イ 地質調査結果に基づく土質定数の設定
- ウ 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- エ 地盤の透水性の検討
- オ 調査結果に基づく基礎形式の検討
- カ 設計・施工上の留意点の検討

第3章 成 果 品

第8条 成果品の提出

- 1 受注者は、本業務が完了したときには、成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、監督職員の指示する場合は委託期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
- 4 受注者は、以下に基づき成果品を提出するものとする。

また、明記されていない部分については「地質・土質調査成果電子納品要領 国土交通省」（以下「要領」という。）に基づき成果品を提出するものとする。

要領で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、決定するものとする。電子納品に対応するための措置については「電子納品に関する手引き【業務委託編】（最新版）山口県土木建築部」を参考にするものとする。

(1) 提出物

- ア 調査報告書 製本2部、電子データ1式
- イ 土質標本資料 1式

(2) ファイル形式

- ア 原則として、成果品の電子データファイルはPDF形式とする。
- イ 作成時使用のMicrosoft Word 及び Microsoft Excel に対応したファイルも併せて提出すること。

ウ 写真ファイルのファイル形式は「デジタル写真管理情報基準 国土交通省」に準ずる。

エ 図面ファイルは DWG 形式で作成し提出すること。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。

オ 上記に該当しない項目は監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

- 5 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果（以下「地盤情報」という。）について、一般財団法人国土地盤情報センターの検定を受けた上で、発注者に提出するとともに、国土地盤情報データベースに登録すること。
- 6 受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、「容量等」に基づき、事前協議等における発注者の指示に従って成果品データ（ボーリング柱状図（PDF、XML）及び土質試験結果一覧表（PDF、XML））に「公開可否コード」を記入下請けで、前項の検定の申し込みを行うこと。
- 7 受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターに格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告すること。

第9条 その他

配水場で行う調査等に従事する者は、従事者を対象に行った検便（赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及びO-157）の結果書の写しを監督職員の指定する期日までに提出すること。